

帝京短期大学学則

第 1 章 目的及び使命

第 1 条 本学は、「礼儀、努力、誠実」という建学の精神に則り、専門的知識と高度の理論並びに技術を教授し、あわせて広い視野に立って健全なる家庭を建設し、平和的民主社会の発展に貢献できる教養高い人材を育成することを目的及び使命とする。

2 本学の各学科、各専攻の目的は次のとおりとする。

一 生活科学科は、本学の建学の精神に則って、家庭生活のみならず社会生活においても時代にふさわしい人材を育成することを目的とする。

イ 生活科学専攻の目的は次のとおりとする。

生活科学専攻は、建学の精神及び生活科学科の目的に則り、家庭生活や社会生活に有用な人格・知識・技能を持った人材を育成することを目的とする。

ロ 食物栄養専攻の目的は次のとおりとする。

食物栄養専攻は、建学の精神及び生活科学科の目的に則り、栄養士に必要な専門知識を修得し、これを実践面で活用できる社会人、および地域・産業保健、医療、学校等を通じて健康な食生活を支援できる人材を育成することを目的とする。

二 こども教育学科は、本学の建学の精神に則って、地域社会に貢献できる質の高い保育者を養成することを目的とする。

三 ライフケア学科は、本学の建学の精神に則って、医療に従事する優れた人材を養成するとともに、人格的、衛生的、社会的に有用な人材の育成を目的とする。

イ 臨床検査専攻の目的は次のとおりとする。

臨床検査専攻は、建学の精神及びライフケア学科の目的に則り、優れた臨床検査技師を養成するとともに、専門的能力や技能を発揮できる、人間性豊かな人材の育成を目的とする。

ロ 柔道整復専攻及び柔道整復専攻二部の目的は次のとおりとする。

柔道整復専攻及び柔道整復専攻二部は、建学の精神及びライフケア学科の目的に則り、優れた柔道整復師を養成するとともに、専門的能力や技能を発揮できる、人間性豊かな人材の育成を目的とする。

3 本学は、教育研究水準の向上を図り、前項の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

二 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

三 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

4 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

二 前項の委員会については、別に定める。

第 1 条の 2 本学は、帝京短期大学と称し、東京都渋谷区本町6丁目31-1に置く。

第 2 章 本学組織

第 2 条 本学に生活科学科生活科学専攻、食物栄養専攻及びこども教育学科こども教育専攻を置き修業年限は2年とする。また、ライフケア学科臨床検査専攻、柔道整復専攻、柔道整復専攻二部及びこども教育学科こども教育専攻通信教育課程を置き修業年限は3年とする。

第 3 条 本学学生定員は次のとおりである。

入学定員	生活科学科	
	生活科学専攻	70名
	食物栄養専攻	100名
	こども教育学科	
	こども教育専攻	50名
	こども教育専攻通信教育課程	100名
		50名（2年次編入学定員）
	ライフケア学科	
	臨床検査専攻	80名
	柔道整復専攻	60名
	柔道整復専攻二部	30名
収容定員	生活科学科	
	生活科学専攻	140名
	食物栄養専攻	200名
	こども教育学科	
	こども教育専攻	100名
	こども教育専攻通信教育課程	400名
	ライフケア学科	
	臨床検査専攻	240名
	柔道整復専攻	180名
	柔道整復専攻二部	90名

2 通信教育課程に関する規則は別に定める。

第 3 章 学年学期及び休業日

第 4 条 学年は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

学年は次の2期に分ける。ただし、事情によって多少異なる場合がある。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より3月31日まで

第 5 条 休業日は次のとおりとする。ただし都合により休業日を変更し、また休業日でも必要に応じ授業又は試験を行うことがある。

1. 日曜日

2. 国家の定める祝日及び記念日

3. 本学園創立記念日 4月27日
4. 春季休業 3月下旬～4月上旬
5. 夏季休業 8月上旬～9月中旬
6. 冬季休業 12月下旬～1月上旬
7. 臨時の休業日及びその他の変更については、その都度これを定める。

第6条 授業期間は、年間35週に渡ることを原則とする。

第4章 職員組織

第7条 本学の職員組織は、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、教務職員、事務職員とする。

職員に関する規定は別にこれを定める。

第5章 教授会

第8条 本学に教授会を置く。教授会は、学長、教授を以て組織する。

第9条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

学長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めた時は、役員及び職員を加えることが出来る。

第10条 教授会は会員総数の3分の2以上の出席によって成立し、出席者の過半数で議決する。

第11条 教授会に於いて賛否同数の場合は学長がこれを決定することが出来る。

第12条 学長は議事録を作成し、次回の教授会に於いてその承認を得なければならない。

第13条 教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

1. 学生の入学、卒業および課程の修了
2. 学位の授与
3. その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第14条 教授会に関する細かい規定は、細則に定めるところによる。

第6章 学科課程

第15条 学科目の種類及び単位数は別表1のとおりである。

第7章 履修規定と卒業の認定

第16条 各科目に対する単位数は下の基準によって計算し、試験の成績は、S（100点

～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、不可(59点以下)とし、S、A、B、Cを合格、不可を不合格とする。授業科目を履修した学生に対し、試験やその他本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

2. 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、GPA(Grade Point Average)を用いる。
3. 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、Sにつき4.0、Aにつき3.0、Bにつき2.0、Cにつき1.0、不可・欠席・無資格につき0.0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点に、その単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。
4. 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として計算するものとする。
5. 前項の授業の方法とは、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものをいう。
6. 1年間で履修登録できる単位数の上限は、本学履修規程に定める。

第17条 卒業の要件

(生活科学科生活科学専攻、こども教育学科)

1. 基礎教育科目について、必修・選択科目をあわせて12単位以上修得しなければならない。
2. 専門教育科目について、必修・選択科目をあわせて50単位以上修得しなければならない。
3. 以上必修・選択科目あわせて合計62単位以上を修得しなければならない。
4. 教育上有益と認めるときは、本短期大学入学前に、短期大学または大学において修得した単位、もしくは高等専門学校の専攻科における学修またはその他文部科学大臣が別に定める学修を、30単位を超えない範囲で認定することがある。
5. この他の要件については、短期大学設置基準に定めるところにより単位を認定することがある。

(生活科学科食物栄養専攻)

1. 基礎教育科目について、必修・選択科目をあわせて12単位以上修得しなければならない。
2. 専門教育科目について、必修科目を52単位以上修得しなければならない。
3. 以上必修・選択科目あわせて合計64単位以上を修得しなければならない。
4. 教育上有益と認めるときは、本短期大学入学前に、短期大学または大学において修得した単位、もしくは高等専門学校の専攻科における学修またはその他文部科学大臣が別に定める学修を、30単位を超えない範囲で認定することがある。
5. この他の要件については、短期大学設置基準に定めるところにより単位を認

3. 通常の課程以外の課程によって前項に相当する学校教育を修了した者
4. 外国に於いて学校教育における12年の課程を修了した者又、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
5. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
6. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程により大学入学資格検定に合格した者を含む）
7. 文部科学大臣の指定した者
8. その他本学に於いて高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

第22条 入学を志願するものは所定の手続の上選抜試験を受け、選考の上入学を許可する。

第23条 入学を許可された者は所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第24条 生活科学科及びこども教育学科の在学年限は2年以上4年を超えることが出来ない。また、ライフケア学科の在学年限は3年以上6年を超えることが出来ない。ただし、転籍をした学生についてはこの限りではない。

第25条 他の大学等から本学に転学を願い出た者については、別に定める規定によって許可することがある。

第26条 所属する学科・専攻を転籍したいとの願い出があった者については、こども教育学科こども教育専攻又は、生活科学科食物栄養専攻及びライフケア学科から生活科学科生活科学専攻への転籍に限り許可することがある。なお、本学を卒業するには、転籍後の専攻所定の単位数を修得しなければならない。細則については別にこれを定める。

第27条 病気その他やむを得ない事由のため休学又は退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え保護者連署で休学願又は退学願を提出して許可を受けなければならない。

1. 休学期間は1年以内とするがその実情によっては2年以内まで認めることがある。

ただし在学期間に算入しない。

2. 一旦退学した者が再入学しようとする場合には事情によって許可することがある。

3. 病気等のため、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

第28条 次の各号の一に該当する者は、除籍とする。

1. 第24条に定める在学年限を超えた者
2. 学費を所定の期日までに納入しなかった者
3. 長期にわたり音信不通の者
4. 在学中に死亡した者

- 2 前項2に該当する者が復籍を願い出た場合、復籍することができる。詳細については別に定める。

第9章 学費及び貸給費

第29条 授業料その他所定の学費は学年始に納付するものとする。

第30条 本学の学費は次のとおりである。

(生活科学科、こども教育学科)

受験料	35,000円
入学金	250,000円
授業料	790,000円

(ライフケア学科臨床検査専攻)

受験料	35,000円
入学金	250,000円
授業料	790,000円

(ライフケア学科柔道整復専攻)

受験料	35,000円
入学金	250,000円
授業料	830,000円

(ライフケア学科柔道整復専攻二部)

受験料	35,000円
入学金	250,000円
授業料	830,000円

第31条 実験実習等に必要の費用は、これを別に定めるが授業料と同時に納付するものとする。

第32条 試験その他の手数料等については別にこれを定める。

第33条 既納した学費は如何なる事由があっても返還しない。

ただし、新入生につき当該年度3月31日以前に入学辞退を申し出た者については入学金を除き全額を返還する。

第34条 学費は出席の有無にかかわらず、学籍のある間は納入しなければならない。

なお、休学者並びに留年者については別に定める。

第35条 学術操行ともに優秀な学生であって学費支弁の方法がない者には、適当な金額を貸与することがある。

貸給費については別にこれを定める。

第35条の2 本学に1年以上在学した学生中、特に学業成績が優秀かつ品行方正で学費支弁の困難な者に対して、特待生として授業料を一部免除することがある。

第10章 委託生・聴講生・特別研究生・科目等履修生及び外国人学生

第36条 国家又は公共団体から一定の在学期間の学修科目を定めて入学を願い出た者に対

しては選考の上委託生として入学を許可することがある。

2 委託生はその履修した科目について試験を受けることが出来る。

試験に合格した者には願い出によって、その科目の合格証明書を与える。

3 委託生として2年以上在学し当該科に於ける所定の単位を修得した者には卒業証明書を授与することがある。

第37条 本学において、特定の授業科目の聴講を希望する者に対しては、本学の教育に支障のない限りにおいて、聴講生として入学を許可することがある。

第38条 本学において、特定の専門事項について研究することを希望する者に対しては、本学の教育および研究に支障のない限りにおいて、特別研究生として入学を許可することがある。

第39条 当該科に於いて1科目又は数科目の履修を希望する者に対しては選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

第40条 科目等履修生として履修を希望する者の出願手続は、別にこれを定める。

第41条 外国人学生の入学及び転入学については、日本人に関する規定を準用して入学を許可することもあるが、これを別に定める。

第42条 委託生・聴講生・特別研究生・科目等履修生及び外国人学生に関して本章各案に規定しない事項については本学で定める規定を準用する。

第11章 公開講座

第43条 公開講座を開くことがある。

第12章 賞 罰

第44条 人物および学業が優秀な学生に対しては、学長が表彰することを定める。

第45条 次の各号の1に該当する学生に対しては、学長が懲戒することを定める。

1. 性行不良で改善の見込がないと認められる者

2. 学内の秩序を乱した者

3. 故なく3ヶ月以上授業料を滞納した者

4. 本学の体面をけがした者

5. その他学生としての本分に反する行為のあった者

第46条 懲戒には退学、停学および訓告の3種がある。処分の手続等については、別に定める。

第13章 専攻科

第47条 本短期大学に、専攻科を置く。

1 専攻及び学生定員は、次のとおりとする。

名 称	入学定員	収容定員
こども教育学専攻	50人	50人
臨床工学専攻	40人	40人
養護教諭専攻	15人	30人

2 専攻科の修業年限は、1年とし、在学することのできる年限は、2年とする。

但し、養護教諭専攻の修業年限は、2年とし、在学することのできる年限は、4年とする。

第48条 本短期大学の専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(こども教育学専攻)

1. 短期大学を卒業した者
2. 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
3. その他本短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(臨床工学専攻)

1. 短期大学（修業年限3年以上）を卒業した者
2. 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者
3. その他本短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

但し、臨床工学専攻においては、臨床工学技士養成所指定規則第4条2項1号の資格を満たす者でなければならない。

(養護教諭専攻)

1. 短期大学を卒業した者
2. 学校教育法132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者
3. 外国において、学校教育における14年（又は15年）の課程を修了した者
4. その他本短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

但し、養護教諭専攻においては、養護教諭二種免許状を有する者でなければならない。

第49条 専攻科における学科目の種類及び単位数等は別表2の通りである。

第50条 本短期大学の専攻科を修了するためには、こども教育学専攻、臨床工学専攻の学生は1年以上在学、養護教諭専攻の学生は、2年以上在学し、前条の定めるところにより必修・選択科目をあわせてこども教育学専攻においては23単位以上、臨床工学専攻においては79単位（学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第13条に定める学校、文教研修施設又は養成所で履修が認められた科目のうち本学の認定する単位を含む。）、養護教諭専攻においては68単位を修得しなければならない。

- 1 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

第51条 臨床工学専攻、養護教諭専攻の修了者のうち、大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たし、かつ大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者には、学士の学位が授与される。

第52条 養護教諭専攻において取得できる資格は、養護教諭一種免許状である。
但し、学士の学位を取得した者でなければならない。

第53条 本短期大学の専攻科の学費は次のとおりである。

(こども教育学専攻)

受 験 料 35,000円

入 学 金 100,000円

授 業 料 790,000円

(臨床工学専攻)

受 験 料 20,000円

入 学 金 100,000円

授 業 料 790,000円

(養護教諭専攻)

受 験 料 35,000円

入 学 金 200,000円

授 業 料 650,000円

ただし、第31条から第34条を準用する。

第54条 本短期大学の専攻科に関し、本章に定めるもののほか、必要な事項については、前章までの各条項を準用し、または別にこれを定める。

附 則

- 1 . 学則の解釈上に疑義を生じた場合は学校がこれを定める。
- 2 . この学則は、1962年4月1日より実施する。
- 3 . この学則は、1963年4月1日より実施する。
- 4 . この学則は、1964年4月1日より実施する。
- 5 . この学則は、1965年4月1日より実施する。
- 6 . この学則は、1966年4月1日より実施する。
- 7 . この学則は、1967年4月1日より実施する。
- 8 . この学則は、1968年4月1日より実施する。
- 9 . この学則は、1969年4月1日より実施する。
- 10 . この学則は、1970年4月1日より実施する。
- 11 . この学則は、1971年4月1日より実施する。
- 12 . この学則は、1972年4月1日より実施する。
- 13 . この学則は、1973年4月1日より実施する。
- 14 . この学則は、1974年4月1日より実施する。
- 15 . この学則は、1975年4月1日より実施する。

16. この学則は、1976年4月1日より実施する。
 17. この学則は、1977年4月1日より実施する。
 18. この学則は、1978年4月1日より実施する。
 19. この学則は、1979年4月1日より実施する。
 20. この学則は、1980年4月1日より実施する。
 21. この学則は、1981年4月1日より実施する。
 22. この学則は、1982年4月1日より実施する。
 23. この学則は、1983年4月1日より実施する。
 24. この学則は、1984年4月1日より実施する。
 25. この学則は、1985年4月1日より実施する。

26. この学則は、1986年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、1986年度から2000年度までの間の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	1986年度		1987年度から 1999年度まで		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科						
家政専攻	20	40	20	40	20	40
食物栄養専攻	200 (100)	400 (200)	200 (100)	400 (200)	100	200

なお、() は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数）である。

ただし、1985年度以前の入学者については従前の例とする。

27. この学則は、1988年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、1986年度から2000年度までの間の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	1986年度		1987年度から 1999年度まで		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科						
家政専攻	20	40	20	40	20	40
食物栄養専攻	200 (100)	400 (200)	200 (100)	400 (200)	100	200

なお、() は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数）である。

ただし、1987年度以前の入学者については従前の例とする。

28. この学則は、1989年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、1986年度から2000年度までの間の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	1986年度		1987年度から 1999年度まで		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科						
生活科学専攻	20	40	20	40	20	40
食物栄養専攻	200 (100)	400 (200)	200 (100)	400 (200)	100	200

なお、() は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数）である。

ただし、1988年度以前の入学者については従前の例とする。

29. この学則は、1990年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、1986年度から2000年度までの間の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	1986年度		1987年度から 1999年度まで		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科						
生活科学専攻	20	40	20	40	20	40
食物栄養専攻	200 (100)	400 (200)	200 (100)	400 (200)	100	200

なお、() は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数）である。

ただし、1989年度以前の入学者については従前の例とする。

30. この学則は、1992年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、1986年度から2000年度までの間の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	1986年度		1987年度から 1999年度まで		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科						
生活科学専攻	20	40	20	40	20	40
食物栄養専攻	200 (100)	400 (200)	200 (100)	400 (200)	100	200

なお、（ ）は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数）である。

ただし、1991年度以前の入学者については従前の例とする。

31. この学則は、1993年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、1986年度から2000年度までの間の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	1986年度		1987年度から 1999年度まで		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科						
生活科学専攻	20	40	20	40	20	40
食物栄養専攻	200 (100)	400 (200)	200 (100)	400 (200)	100	200

なお、（ ）は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数）である。

ただし、1992年度以前の入学者については従前の例とする。

32. この学則は、1994年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、1986年度から2000年度までの間の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	1986年度		1987年度から 1999年度まで		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科 生活科学専攻	20	40	20	40	20	40
食物栄養専攻	200 (100)	400 (200)	200 (100)	400 (200)	100	200

なお、（ ）は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数）である。

ただし、1993年度以前の入学者については従前の例とする。

33. この学則は、1995年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、1986年度から2000年度までの間の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	1986年度		1987年度から 1999年度まで		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科 生活科学専攻	20	40	20	40	20	40
食物栄養専攻	200 (100)	400 (200)	200 (100)	400 (200)	100	200

なお、（ ）は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数）である。

ただし、1994年度以前の入学者については従前の例とする。

34. この学則は、1997年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、1986年度から2000年度までの間の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	1986年度		1987年度から 1999年度まで		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科 生活科学専攻	20	40	20	40	20	40
食物栄養専攻	200 (100)	400 (200)	200 (100)	400 (200)	100	200

なお、() は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数）である。

ただし、1996年度以前の入学者については従前の例とする。

35. この学則は、1999年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、1986年度から2000年度までの間の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	1986年度		1987年度から 1999年度まで		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科 生活科学専攻	20	40	20	40	20	40
食物栄養専攻	200 (100)	400 (200)	200 (100)	400 (200)	100	200

なお、() は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数）である。

ただし、1998年度以前の入学者については従前の例とする。

36. この学則は、2000年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、2000年度から2004年度までの間の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	1999年度		2000年度から 2004年度まで		2005年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科 生活科学専攻	20	40	20	40	20	40
食物栄養専攻	200 (100)	400 (200)	200 (100)	400 (200)	100	200

なお、() は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数）である。

ただし、1999年度以前の入学者については従前の例とする。

37. この学則は、2001年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、2001年度の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	2001年度	
	入学定員	総定員
生活科学科 生活科学専攻	120	140
食物栄養専攻	100 (100)	300 (200)

なお、() は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数）である。

ただし、2000年度以前の入学者については従前の例とする。

38. この学則は、2002年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、2002年度の定員は、次のとおりとする。

学部・ 学科等	2002年度	
	入学定員	総定員
生活科学科		
生活科学専攻	120	240
食物栄養専攻	100 (100)	200 (200)

なお、()は内数で、栄養士養成施設としての指定に係る定員(卒業後に栄養士免許取得資格を付される者の数)である。

ただし、2001年度以前の入学者については従前の例とする。

39. この学則は、2003年4月1日より実施する。

ただし、2002年度以前の入学者については従前の例とする。

40. この学則は、2004年4月1日より実施する。

ただし、2003年度以前の入学者については従前の例とする。

41. この学則は、2005年4月1日より実施する。

ただし、2004年度以前の入学者については従前の例とする。

42. この学則は、2006年1月1日より実施する。

43. この学則は、2006年4月1日より実施する。

ただし、2005年度以前の入学者については従前の例とする。

44. この学則は、2007年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、2007年度の収容定員は、次のとおりとする。

ただし、2006年度以前の入学者については従前の例とする。

学部・学科等	収容定員
生活科学科	
生活科学専攻	190
食物栄養専攻	200
こども教育学科	
こども教育専攻	50

45. この学則は、2008年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、2008年度及び2009年度の収容定員は、次のとおりとする。

ただし、2007年度以前の入学者については従前の例とする。

学部・学科等	収容定員	
	2008年度	2009年度
生活科学科		
生活科学専攻	140	140
食物栄養専攻	200	200
こども教育学科		
こども教育専攻	100	100
ライフケア学科		
身体環境ケア専攻	80	160
身体機能ケア専攻一部	30	60
身体機能ケア専攻二部	60	120

46. この学則は、2009年4月1日より実施する。

ただし、2008年度以前の入学者については従前の例とする。

47. この学則は、2010年4月1日より実施する。

ただし、2009年度以前の入学者については従前の例とする。

48. この学則は、2011年4月1日より実施する。

ただし、2010年度以前の入学者については従前の例とする。

49. この学則は、2012年4月1日より実施する。

ただし、2011年度以前の入学者については従前の例とする。

50. この学則は、2013年4月1日より実施する。

ただし、専攻名称については入学時の名称によらず2013年度の全学年に適用する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、2013年度及び2014年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員	
	2013年度	2014年度
生活科学科		
生活科学専攻	140	140
食物栄養専攻	200	200
こども教育学科		
こども教育専攻	100	100
こども教育専攻通信教育課程	700	700
ライフケア学科		
臨床検査専攻	240	240
柔道整復専攻	120	150
柔道整復専攻二部	150	120

ただし、第47条の規定にかかわらず、2013年度の収容定員は、次のとおりとする。

名 称	収容定員
	2013年度
こども教育学専攻	50
臨床工学専攻	40
養護教諭専攻	15

ただし、2012年度以前の入学者については従前の例とする。

51. この学則は、2014年4月1日より実施する。

ただし、2013年度以前の入学者については従前の例とする。

52. この学則は、2015年4月1日より実施する。

53. この学則は、2016年4月1日より実施する。

ただし、2015年度以前の入学者については従前の例とする。

54. この学則は、2017年4月1日より実施する。

ただし、2016年度以前の入学者については従前の例とする。

55. この学則は、2018年4月1日より実施する。

ただし、2017年度以前の入学者については従前の例とする。

56. この学則は、2019年4月1日より実施する。

ただし、2018年度以前の入学者については従前の例とする。

ただし、第24条については、2019年度の全学年に適用する。

57. この学則は、2020年4月1日より実施する。

ただし、2019年度以前の入学者については従前の例とする。

58. この学則は、2021年4月1日より実施する。

ただし、2020年度以前の入学者については従前の例とする。

59. この学則は、2022年4月1日より実施する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、2022年度及び2023年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員	
	2022年度	2023年度
生活科学科		
生活科学専攻	140	140
食物栄養専攻	200	200
こども教育学科		
こども教育専攻	100	100
こども教育専攻通信教育課程	600	500
ライフケア学科		
臨床検査専攻	240	240
柔道整復専攻	180	180
柔道整復専攻二部	90	90

ただし、2021年度以前の入学者については従前の例とする。

60. この学則は、2023年4月1日より実施する。

61. この学則は、2024年4月1日より実施する。

別表1
生活科学科 生活科学専攻

区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
基礎教育科目	総合系	生活とモラル		2	
		文章表現法		2	
		生活文化論		2	
		日本国憲法		2	
		パソコン会計		2	
		統計学入門		2	
		生物学		2	
		化学		2	
		社会人入門セミナー	2		
		実践コミュニケーション		2	
		基礎ゼミナール		2	
		入門ゼミナール		2	
	情報系	情報基礎演習Ⅰ	1		
		情報基礎演習Ⅱ	1		
	外国語系	英語Ⅰ		1	
		英語Ⅱ		1	
		英語コミュニケーションⅠ		1	
		英語コミュニケーションⅡ		1	
		実践英語		4	
	体育系	体育理論		2	
		体育実技		1	
	専門教育科目	生活概論		2	
		生活経済学		2	
衣生活論			2		
食生活論			2		
住生活論			2		
公衆衛生学			2		
生活衛生学		2			
健康教育			2		
基礎栄養学			2		
食品学Ⅰ			2		
食品学Ⅱ			2		
食品衛生学			2		
調理学			2		
手作りお菓子を学ぶ			1		
手作り料理を学ぶ			1		
食品学実験Ⅰ			1		
教職論			2		
発達心理学			2		
教育原理・教育経営			2		
教育課程論			2		
道徳教育の理論と方法			2		
特別活動及び総合的な学習			2		
教育の方法と技術			2		
生徒指導論			2		
カウンセリング			2		
教育相談の理論と方法			2		
臨床微生物学			2		
教職実践演習(養護教諭)			2		
ヘルスケア			2		

区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目	臨床医学		2	
	病態学Ⅰ		1	
	病理組織細胞学		2	
	病態学Ⅱ		2	
	解剖生理学		2	
	解剖生理学演習		2	
	栄養生理学		2	
	微生物学		2	
	免疫学		2	
	薬理概論		2	
	看護学Ⅰ		2	
	看護学Ⅱ		2	
	看護学Ⅲ		2	
	看護学Ⅳ		2	
	看護学Ⅴ		1	
	看護学Ⅵ		1	
	リハビリテーション医学		2	
	健康行動整復学		2	
	テーピングセラピー		2	
	ハートセイバーAED		2	
	精神保健		2	
	小児保健Ⅰ		2	
	学校保健Ⅰ		2	
	学校保健Ⅱ		2	
	養護概説		2	
	養護演習ⅠA		1	
	養護演習ⅠB		1	
	養護演習ⅡA		1	
	養護演習ⅡB		1	
	情報処理演習A		1	
	情報処理演習B		1	
	ファッションビジネス基礎		2	
	色彩検定		2	
	ユニバーサルカラー学		2	
	ファッションと文化		2	
	生活の中のデザイン		1	
	秘書概論		2	
	アロマセラピーⅠ		2	
	アロマセラピーⅡ		2	
	自分探しの心理学		2	
	人との関わりを学ぶ心理学		2	
	ライフデザイン		2	
	インターンシップ		2	
	インターンシップ事前指導		1	
生活文化演習ⅠA		1		
生活文化演習ⅠB		1		
生活文化演習ⅡA		1		
生活文化演習ⅡB		1		

区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目	健康相談活動		2	
	保育特講Ⅰ		2	
	保育特講Ⅱ		2	
	プレゼンテーションの基礎		2	
	プレゼンテーションの成功		2	
	ボランティア論		2	
	ボランティア活動Ⅰ		1	
	ボランティア活動Ⅱ		1	
	特別支援教育		2	
	地域づくりⅠ		1	
	地域づくりⅡ		1	
	コミュニティデザイン		1	
	地域文化論		2	
	地域貢献論		2	
	観光ビジネス論Ⅰ		2	
	観光ビジネス論Ⅱ		2	
	観光研究ゼミ		2	
	医療事務Ⅰ		2	
	医療事務Ⅱ		2	
	医療事務Ⅲ		2	
	養護特講		2	
	ゼミナールⅠ		1	
	ゼミナールⅡ		1	

生活科学科 食物栄養専攻

区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
基礎教育科目	総合系	生活とモラル		2	
		文章表現法		2	
		生活文化論		2	
		日本国憲法		2	
		パソコン会計		2	
		統計学入門		2	
		生物学	2		
		化学		2	
		社会人入門セミナー	2		
	情報系	情報基礎演習Ⅰ	1		
		情報基礎演習Ⅱ	1		
	外国語系	英語Ⅰ		1	
		英語Ⅱ		1	
		英語コミュニケーションⅠ		1	
		英語コミュニケーションⅡ		1	
		実践英語		4	
	体育系	体育理論		2	
		体育実技		1	
	専門教育科目	社会福祉概論	2		栄養士必修
		公衆衛生学	2		栄養士必修
解剖生理学		2		栄養士必修	
解剖生理学実習		1		栄養士必修	
栄養生理学		2		栄養士必修	
生化学		2		栄養士必修	
生化学実験		1		栄養士必修	
病理学		2		栄養士必修	
食品学Ⅰ		2		栄養士必修	
食品学Ⅱ		2		栄養士必修	
食品学実験Ⅰ		1		栄養士必修	
食品学実験Ⅱ			1		
食品衛生学		2		栄養士必修	
食品衛生学実験		1		栄養士必修	
食品機能学			2		
基礎栄養学		2		栄養士必修	
応用栄養学		2		栄養士必修	
栄養学実習		1		栄養士必修	
臨床栄養学Ⅰ		2		栄養士必修	
臨床栄養学Ⅱ		2		栄養士必修	
臨床栄養学実習Ⅰ		1		栄養士必修	
臨床栄養学実習Ⅱ			1		
栄養教育論		2		栄養士必修	
栄養教育論実習		1		栄養士必修	
栄養指導論		2		栄養士必修	
栄養指導論実習		1		栄養士必修	
公衆栄養学		2		栄養士必修	
調理学		2		栄養士必修	
調理学実習Ⅰ	1		栄養士必修		
調理学実習Ⅱ	1		栄養士必修		

区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門 教育 科目	調理学実習Ⅲ		1	栄養士必修
	調理学実験		1	
	給食計画実務論	2		栄養士必修
	給食管理実習校内Ⅰ	1		栄養士必修
	給食管理実習校内Ⅱ		1	栄養士必修
	給食管理実習校外Ⅰ	1		栄養士必修
	給食管理実習校外Ⅱ		1	
	給食管理実務実習	1		栄養士必修
	総合演習ⅠA	1		
	総合演習ⅠB	1		
	総合演習ⅡA	1		
	総合演習ⅡB		1	
	フードスペシャリスト論		2	
	フードコーディネータ論		2	
	官能評価		2	
	生活経済学		2	
	教職実践演習(栄養教諭)		2	
	発達心理学		2	
	教育相談の理論と方法		2	
	教職論		2	
	教育原理・教育経営		2	
	教育課程論		2	
	道徳教育の理論と方法		2	
	特別活動及び総合的な学習		2	
	教育の方法と技術		2	
	生徒指導論		2	
	特別支援教育		2	
	学校栄養指導論		2	

こども教育学科 こども教育専攻

区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
基礎教育科目	総合系	生活とモラル		2	
		文章表現法		2	
		生活文化論		2	
		日本国憲法		2	
		パソコン会計		2	
		統計学入門		2	
		生物学		2	
		化学		2	
		社会人入門セミナー	2		
	情報系	情報基礎演習Ⅰ	1		
		情報基礎演習Ⅱ	1		
	外国語系	英語Ⅰ		1	
		英語Ⅱ		1	
		英語コミュニケーションⅠ		1	
		英語コミュニケーションⅡ		1	
		実践英語		4	
	体育系	体育理論	2		
		体育実技		1	
	専門教育科目	保育原理	2		
		教育原理		2	
こども家庭福祉		2			
社会福祉			2		
社会的養護Ⅰ		2			
保育者論		2			
保育の心理学		2			
こども家庭支援の心理学		2			
こどもの理解と援助		1			
こどもの保健			2		
教育課程・保育の計画と評価		2			
保育内容総論		2			
保育内容指導法(健康・環境)		2			
保育内容指導法(人間関係・言葉)		2			
保育内容指導法(表現)		2			
こどもと健康		1			
こどもと人間関係		1			
こどもと環境		1			
こどもと言葉		1			
こどもと表現		2			
乳児保育Ⅰ			2		
特別支援教育		2			
保育実習指導Ⅰ(保育所)			1		
保育実習Ⅰ(保育所)			2		
学校保健Ⅰ			2		
学校保健Ⅱ			2		
幼児理解・教育相談			2		
看護学			2		
教職実践演習(幼稚園)			2		
音楽概論			2		

区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目	ヘルスケア		2	
	ハートセイバーAED		2	
	基礎栄養学		2	
	教育行政学		2	
	教育の方法と技術		2	
	こども演習	2		
	専攻演習ⅠA	1		
	専攻演習ⅠB	1		
	専攻演習ⅡA	1		
	専攻演習ⅡB	1		
	ピアノ実技ⅠA		1	
	ピアノ実技ⅠB		1	
	ピアノ実技ⅡA		1	
	ピアノ実技ⅡB		1	
	児童文化論Ⅰ	1		
	児童文化論Ⅱ	1		
	実習事前・事後指導Ⅰ		1	
	実習事前・事後指導Ⅱ		1	

別表1
ライフケア学科 臨床検査専攻

区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
基礎 教育 科目	生命倫理学	1		
	臨床心理学	1		
	キャリアデザインⅠ	1		
	キャリアデザインⅡ	1		
	文章表現法	1		
	生物学	2		
	化学Ⅰ	2		
	化学Ⅱ	1		
	理系基礎	2		
	医用英語	2		
	英語コミュニケーション		1	
	保健体育	1		
	コミュニケーション概論	1		
専門 教育 科目	医用工学概論Ⅰ	1		
	医用工学概論Ⅱ	1		
	情報科学Ⅰ	1		
	情報科学Ⅱ	1		
	医用工学概論実習	1		
	ボランティア概論		1	
	チーム医療論	1		
	公衆衛生学Ⅰ(医学概論含む)	2		
	公衆衛生学Ⅱ(関係法規含む)	1		
	薬理学	1		
	解剖学	2		
	解剖学実習	1		
	生理学	2		
	呼吸器・感覚機能検査学	1		
	循環機能検査学	1		
	神経・筋機能検査学	1		
	画像検査学	2		
	生理機能検査学Ⅰ実習	1		
	生理機能検査学Ⅱ実習	1		
	生理機能検査学Ⅲ実習	1		
	生化学	1		
	臨床検査基礎実習	1		
	微生物学	1		
	臨床微生物学Ⅰ	2		
	臨床微生物学Ⅱ	1		
	微生物学実習	1		
	臨床微生物学実習	1		
	組織学	1		
	病理学	2		
	臨床栄養学(栄養学含む)	1		
	病理組織細胞学	2		
	病理組織細胞学Ⅰ実習	1		
	病理組織細胞学Ⅱ実習	1		
検査安全管理学総論	2			

区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目	医療情報学概論	1		
	医療統計学	2		
	看護学概論	1		
	救急処置	1		
	病態学Ⅰ	1		
	病態学Ⅱ	2		
	医療安全管理学	1		
	医療安全管理学実習	1		
	一般検査学	1		
	一般検査学Ⅰ実習	1		
	一般検査学Ⅱ実習	1		
	臨床化学Ⅰ	1		
	臨床化学Ⅱ(RI含む)	1		
	臨床化学実習	1		
	臨床血液学Ⅰ	1		
	臨床血液学Ⅱ	1		
	臨床血液学Ⅰ実習	1		
	臨床血液学Ⅱ実習	1		
	寄生虫検査学	1		
	遺伝子染色体検査学	1		
	遺伝子染色体検査学実習	1		
	免疫学	1		
	臨床免疫学	1		
	免疫学実習	1		
	輸血・移植検査学	2		
	輸血・移植検査学実習	1		
	臨床検査学特論Ⅰ	4		
	臨床検査学特論Ⅱ	4		
	課題研究	1		
	技能修得到達度評価	1		
	臨地実習	11		

ライフケア学科 柔道整復専攻、柔道整復専攻二部

区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
基礎教育科目	医用英語	2		
	生命倫理学	2		
	臨床心理学A	2		
	臨床心理学B	2		
	臨床栄養学	2		
	パーソナルコミュニケーション	2		
	コンピュータ演習 I	1		
	コンピュータ演習 II	1		
専門教育科目	人間の疾病の歴史	1		
	衛生学	1		
	公衆衛生学	1		
	保健衛生と関係法規	2		
	職業倫理	1		
	柔道 I	1		
	柔道 II	1		
	解剖学 I A	1		
	解剖学 I B	1		
	解剖学 II A	1		
	解剖学 II B	1		
	解剖学 III A	1		
	解剖学 III B	1		
	生理学 I A	1		
	生理学 I B	1		
	生理学 II A	1		
	生理学 II B	1		
	生理学 III	1		
	リハビリテーション医学	1		
	生活行動運動学	1		
	高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化	2		
	病理学概論A	2		
	病理学概論B	2		
	整形外科学 I	1		
	整形外科学 II	1		
	外科学概論 I	1		
	外科学概論 II	1		
	臨床医学 I	2		
	臨床医学 II	2		
	健康行動整復学 I	2		
	健康行動整復学 II A	1		
	健康行動整復学 II B	1		
	健康行動整復学 III	2		
	健康行動整復学 IV A	2		
健康行動整復学 IV B	2			
健康行動臨床整復学 I	1			
健康行動臨床整復学 II	1			
健康行動臨床整復学 III	1			
健康行動臨床整復学 IV A	1			
健康行動臨床整復学 IV B	1			

区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目	健康行動臨床整復学V	1		
	健康行動臨床整復学VI	1		
	健康行動臨床整復学VII	1		
	健康行動臨床整復学VIII	1		
	健康行動臨床整復学IX	1		
	健康行動臨床整復学X	1		
	健康行動臨床整復学XI	1		
	柔道整復術適応の臨床的判定	1		
	健康行動整復技術 I	1		
	健康行動整復技術 II	2		
	健康行動整復技術III	1		
	健康行動整復技術IVA	1		
	健康行動整復技術IVB	1		
	健康行動整復技術VA	1		
	健康行動整復技術VB	1		
	健康行動整復技術VI	1		
	健康行動整復技術VII	1		
	健康行動臨床実技 I	1		
	健康行動臨床実技 II	1		
	健康行動臨床実技III	1		
	健康行動臨床実技IV	1		
	健康行動臨床実技V	1		
	健康行動臨床実技VI	1		
	高齢者及び競技者の外傷予防技術	1		
	柔道整復術の適応	2		
	社会保障制度	1		
	健康行動整復技術研究	1		
	総合演習 I	1		
	総合演習 II	1		
	特別総合演習	1		
	臨床実習 I	1		
	臨床実習 II	1		
	臨床実習 III	1		
臨床実習 IV	1			
スポーツテーピングセラピー			1	

教職課程

区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
(生活科学科)	基礎教育科目	日本国憲法		2	
		体育理論		2	
		体育実技		1	
		英語コミュニケーションⅠ		1	
		英語コミュニケーションⅡ		1	
		情報基礎演習Ⅰ	1		
		情報基礎演習Ⅱ	1		
	専門教育科目	教職論		2	
		発達心理学		2	
		教育原理・教育経営		2	
		教育課程論		2	
		道德教育の理論と方法		2	
		特別活動及び総合的な学習		2	
		教育の方法と技術		2	
		生徒指導論		2	
		教育相談の理論と方法		2	
		特別支援教育		2	
		生活衛生学	2		養護必修
		学校保健Ⅰ		2	養護必修
		学校保健Ⅱ		2	養護必修
		養護概説		2	養護必修
		健康相談活動		2	養護必修
		栄養生理学		2	養護必修
		解剖生理学		2	養護必修
		解剖生理学演習		2	養護必修
		微生物学		2	養護必修
		免疫学		2	養護必修
		薬理概論		2	養護必修
		精神保健		2	養護必修
		看護学Ⅰ		2	養護必修
		看護学Ⅱ		2	養護必修
		看護学Ⅲ		2	養護必修
		看護学Ⅳ		2	養護必修
		看護学Ⅴ		1	養護必修
		看護学Ⅵ		1	養護必修
養護演習ⅠA		1	養護必修		
養護演習ⅠB		1	養護必修		
小児保健Ⅰ		2	養護必修		
学校栄養指導論		2	栄養必修		
教職実践演習(養護教諭)		2	養護必修		
教職実践演習(栄養教諭)		2	栄養必修		
教職科目	養護実習指導		1	養護必修	
	養護実習		3	養護必修	
	栄養教育実習指導		1	栄養必修	
	栄養教育実習		1	栄養必修	

区分	授業科目の名称	単位数		備考		
		必修	選択			
(こども教育学科)	基礎教育科目	日本国憲法		2		
		体育理論	2			
		体育実技		1		
		英語コミュニケーションⅠ		1		
		英語コミュニケーションⅡ		1		
		情報基礎演習Ⅰ	1			
		情報基礎演習Ⅱ	1			
	専門教育科目	こどもと健康	1			
		こどもと人間関係	1			
		こどもと環境	1			
		こどもと言葉	1			
		こどもと表現	2			
		教育原理		2		
		教育行政学		2		
		教育の方法と技術		2		
		保育者論	2			
		保育の心理学	2			
		こどもの理解と援助	1			
		教育課程・保育の計画と評価	2			
		保育内容総論	2			
		保育内容指導法(健康・環境)	2			
		保育内容指導法(人間関係・言葉)	2			
		保育内容指導法(表現)	2			
		特別支援教育	2			
		幼児理解・教育相談		2		
		教職実践演習(幼稚園)		2		
		こども演習	2			
		科教職	教育実習指導		1	
			教育実習Ⅰ		2	
			教育実習Ⅱ		2	

別表2
こども教育学専攻

区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門 教育 科目	こども家庭支援論	2		
	こどもの食と栄養	2		
	乳児保育Ⅱ	1		
	こどもの健康と安全	1		
	障害児保育	2		
	社会的養護Ⅱ	1		
	子育て支援	2		
	保育実習指導Ⅰ(施設)	1		
	保育実習Ⅰ(施設)	2		
	保育実習指導Ⅱ・Ⅲ	1		
	保育実習Ⅱ(保育所)		2	
	保育実習Ⅲ(施設)		2	
	保育実践演習	2		
	専攻演習ⅢA	1		
	専攻演習ⅢB	1		
	ピアノ実技ⅢA	1		
	ピアノ実技ⅢB	1		
	環境教育実践Ⅰ		1	
	環境教育実践Ⅱ		1	

臨床工学専攻

区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目	人体の構造と機能Ⅰ	2		
	人体の構造と機能Ⅱ	2		
	基礎医学実習	2		
	臨床薬理学	1		
	臨床免疫学	2		
	臨床検査学概論	2		
	公衆衛生学	1		
	医学概論	1		
	看護学概論	1		
	応用数学概論	2		
	電気電子工学Ⅰ	2		
	電気電子工学Ⅱ	2		
	材料物性工学概論Ⅰ	2		
	材料物性工学概論Ⅱ	2		
	機械工学概論	2		
	計測工学概論	2		
	電気電子工学実習	2		
	情報処理工学概論	2		
	情報システム工学総合演習	1		
	システム工学概論	2		
	情報システム実習	2		
	医用工学概論	2		
	生体計測工学総論Ⅰ	2		
	生体計測工学総論Ⅱ	2		
	生体計測工学実習	1		
	医用機器学概論Ⅰ	2		
	医用機器学総合演習	1		
	医用治療機器学総論Ⅰ	2		
	医用治療機器学総論Ⅱ	2		
	医用治療機器学実習	1		
	生体機能代行技術学Ⅰ	2		
	生体機能代行技術学Ⅱ	2		
	生体機能代行技術学Ⅲ	2		
	生体機能代行技術学Ⅳ	2		
	生体機能代行技術学Ⅴ	2		
	生体機能代行技術学実習	2		
	医用安全管理学総論Ⅰ	2		
	医用安全管理学総論Ⅱ	1		
	医用安全管理学実習	1		
	関係法規	1		
臨床医学総論Ⅰ	2			
臨床医学総論Ⅱ	2			
臨床医学総論Ⅲ	2			
臨床実習	4			

養護教諭専攻

区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目	学校保健研究Ⅰ	2		
	学校保健研究Ⅱ	2		
	養護教諭の職務研究Ⅰ	2		
	養護教諭の職務研究Ⅱ	2		
	衛生学研究	2		
	保健統計演習	2		
	ヘルスカウンセリング研究	2		
	健康教育の研究	2		
	養護診断特論	2		
	人体の構造と機能	2		
	病態生理学	2		
	薬理学特論	2		
	栄養学特論	2		
	小児看護特論	2		
	成人看護特論	2		
	精神保健特論	2		
	学校救急看護の研究	2		
	特別臨床実習指導	1		
	特別臨床実習	1		
	修了研究Ⅰ	2		
	修了研究Ⅱ	2		
	修了研究Ⅲ	2		
	修了研究Ⅳ	2		
	野外活動の研究	2		
	教師論	2		
	特別支援教育特論	2		
	教育制度特論	2		
	教育課程特論	2		
	教育方法特論	2		
	生徒指導・教育相談特論	2		
	道德教育の理論と方法特論	2		
	特別活動・総合的な学習特論	2		
	教職特別実践演習	2		
養護特別実習指導	1			
養護特別実習	3			

教職課程

区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目 (養護教諭専攻)	衛生学研究	2		
	学校保健研究Ⅰ	2		
	学校保健研究Ⅱ	2		
	養護教諭の職務研究Ⅰ	2		
	養護教諭の職務研究Ⅱ	2		
	薬理学特論	2		
	精神保健特論	2		
	特別臨床実習指導	1		
	特別臨床実習	1		
	教育制度特論	2		
	特別支援教育特論	2		
	教育課程特論	2		
	道德教育の理論と方法特論	2		
	特別活動・総合的な学習特論	2		
	生徒指導・教育相談特論	2		

養護特別実習指導	1		
養護特別実習	3		